

よくある質問Q & A

～小売ロス削減総合対策～

Ver.4

公益財団法人 東京都環境公社 環境共生部
東京サーキュラーエコノミー推進センター
(略称：T - CEC)

令和 7 年 1 月

1. 交付申請について

Q 1 事業期間はいつまででしょうか。

A 1 各期間は以下のとおりです。

申請受付期間：令和6年5月30日から令和7年12月31日まで

事業実施期間：交付決定日が属する月から起算して12か月の間まで

(例：令和6年9月10日に交付決定された場合は、令和6年9月10日から令和7年8月31日までが事業実施期間となります。ただし、交付決定時期に関わらず、令和8年3月31日を超えることはできません。)

Q 2 複数の補助メニューを組み合わせる補助金の交付申請をすることはできますか。

A 2 申請いただけます。

例：店舗で販売期限の切れたパンを急速冷凍し、近隣のフードバンクに寄贈することで食品ロスを削減したい場合、「3.急速冷凍機の導入支援」及び「5.賞味期限前の食品寄贈に係る輸送費支援」の補助メニューを申請

Q 3 都内に2店舗運営しているのですが、それぞれの店舗で補助金の交付申請をすることはできますか。

A 3 店舗ごとに補助金を活用いただけます。申請に当たって作成いただく書類には、事業者単位のもの店舗単位のものがあります。詳細は公募要項(P16)をご確認ください。

Q 4 事業の予算額はいくらですか。

A 4 令和6年度の募集分は約6千万円となります。

Q 5 補助金の上限金額を教えてください。

A 5 補助メニューごとに上限額が異なりますので、公募要項(P9~10)をご確認ください。

また、複数メニューを組み合わせる申請が可能です。1事業者当たりの補助上限額は1,500万円となります。

Q 6 補助金の交付対象者の要件について教えてください。

A 6 都内で店舗を運営する食品小売事業者であって、次のアからウまでの方が対象です。なお、ア及びイについては、資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の企業又は団体を指します。その他の要件については、公募要綱（P12）をご確認ください。

ア 中小企業

イ 中小企業団体

ウ 個人事業主

Q 7 中小企業及び中小企業団体の要件として、「常時使用する従業員」と記載がありますが、パート及びアルバイトは含まれますか。

A 7 「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を従業員としております。そのため、パート、アルバイトと等の方々については、それぞれの契約内容等にしたいがい、個別判断となります。なお、会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないので、「常時使用する従業員」には該当しません。

Q 8 飲食店も対象となりますか？

A 8 飲食店（外食）は対象外です。

ただし、食品の小売（テイクアウト等）を実施している場合は対象となることもありますのでご相談ください。

Q 9 交付申請に当たり、店舗開業時の営業許可又は届の提出は必要でしょうか。

A 9 申請内容に応じて、公社より提出を求める場合がございます。

Q10 補助対象者のうち、中小企業団体とはどのような団体を指しますか？

A10 中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）（※）第 3 条第 1 項に規定する団体を指します。具体的には以下のとおりです。

- ・ 事業協同組合
- ・ 事業協同小組合
- ・ 信用協同組合
- ・ 協同組合連合会
- ・ 企業組合
- ・ 協業組合
- ・ 商工組合
- ・ 商工組合連合会

（※） <https://laws.e-gov.go.jp/law/332AC0000000185>

2. メニューNo.1「食品ロスの発生抑制に資するシステム（需要予測、ダイナミックプライシング、フードシェアリング等）の導入支援」

Q 1 補助対象となるシステムはすでにパッケージ化されているもののみ対象となりますか。

A 1 交付要綱第5条で定めているメニューNo.1の要件を満たす場合は、新規開発のシステムも補助対象となります。詳細は公募要項（P7）より要件をご確認ください。

3. メニューNo.5「賞味期限前の食品のフードバンクへの寄贈に係る輸送費支援」

Q 1 「食品の提供・譲渡に関する協定書」及び「誓約書」は店舗ごとに提出する必要がありますか。

A 1 店舗ごとに提出いただく必要はありません。事業者単位でご提出をお願いします。

Q 2 申請者の本社所在地が都外で、食品を寄贈する店舗所在地が都内の場合、補助の対象となりますか。

A 2 寄贈する店舗所在地が東京都内の場合、補助対象となります。

Q 3 食品の寄贈は定期的又は複数回実施する必要がありますか。

A 3 1 回限りの食品寄贈も補助対象となります。

なお、定期的に実施する事例として、

3,000 円/回×4 回/月×12 月/年=144,000 円（補助上限額）

としています。

Q 4 補助金の交付申請は、食品を寄贈するごとに行う必要がありますか。

A 4 食品を寄贈する前に補助金の交付申請をいただく必要がございますが、一度の申請・交付決定で複数回の寄贈が可能です。事業開始月から 12 カ月以内の寄贈が交付申請の対象となります。

Q 5 フードバンクと贈与協定を締結していません。締結先のフードバンクに指定はありますか。

A 5 TOKYO サーキュラーエコノミーアクション WEB サイト上にある寄贈候補先のフードバンク一覧がございますので、参考にしてください。

また、締結先の指定はございません。

（フードバンク一覧 <https://www.circulareconomy.metro.tokyo.lg.jp/subsidized-business/kouri-sogo/list-of-food-banks>）

Q 6 TOKYO サーキュラーエコノミーアクション WEB サイト上にある寄贈候補先のフードバンク一覧にないフードバンクへの寄贈は可能ですか。

A 6 可能です。

Q 7 寄贈する食品はどういったものが対象でしょうか。

A 7 次の要件を満たす食品が対象となります。

ア 都内にある補助対象事業者の店舗等で販売していたものであること。

イ 賞味期限前であること。

ウ 未開封で破損していないこと。

※缶詰などの加工食品、米、防災備蓄品、菓子、飲料、冷凍食品が対象です。

※アルコール類（料理酒は除く）は対象外です。

※受入可能な常温保存の食品は、フードバンクによって異なりますので、寄贈先のフードバンクにご確認ください。

Q 8 バイク便は補助金対象となりますか。

A 8 補助対象です。補助金申請の際に、宅配便と同様に、配送伝票（写し）が必要です。

4. メニューNo.6 「食品廃棄物のコンポスト設備の導入支援」

Q 1 堆肥式を除く生ごみ処理機（消滅型、乾燥型、焼却型等）も補助対象になりますか。

A 1 メニューNo.6 について定めている実施要綱第 2 条第 13 項のコンポスト設備の定義（※）及び交付要綱第 5 条の要件を満たさない場合は、補助対象外となります。詳細は公募要綱等を参照してください。

※実施要綱第 2 条第 13 項より

【コンポスト設備の定義】微生物を適切な環境で管理し、分解発酵等により食品廃棄物をコンポスト化する設備（堆肥式の生ごみ処理機を含む）

Q 2 コンポスト設備の設置や食品廃棄物の移送について、自治体への確認は必要でしょうか。

A 2 各自治体によって判断が異なる場合がございます。お手数ですが、最寄りの自治体までご確認ください。

5. メニューNo.8 「小売ロス削減を目的とした事業者提案に対する支援」

Q 1 「事業者提案に対する支援」について、どのような取組が対象になりますか？

A 1 メニューNo.1 から 7 のメニュー以外であり、都内の小売ロス削減を目的とした取組が対象となります。取組の企画等で不明点がある際は、お気軽にご相談ください。

Q 2 取組の企画については、事前に相談が必要でしょうか？

A 2 原則として事前相談をお願いしています。

[ヘルプデスク](#)で提案内容に関する事前相談をお受けしております。